

**敦賀市立敦賀西小学校いじめ防止基本方針
「みんなにこにこ・みんな生き生き」西の子 アクションプラン**

令和7年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

—福井県いじめ防止基本方針より—

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。
- (4) いじめが生じた際は、全教職員が毅然とした姿勢で対応し、被害者を徹底的に守り抜き、全ての児童生徒が安全で安心して生活できる環境を守ることを最優先とする。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットやタブレットを通じて行われるものも含む。)により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育とその要としての「特別の教科 道徳」の時間の役割を踏まえ、発達段階に応じた指導を計画的に行い、適切な教材を活用することで、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

○幼保小接続の推進

幼稚園や保育所と連携をする中で、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取り組みを促します。

(2) 学校評価への位置づけ

校長は、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。また、校長は、いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止 学級風土・学校風土の整備

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる魅力ある授業づくりに努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

すべての児童が安心・安全に笑顔で学校生活を送れるよう、縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。そして、児童が「弱音を吐いても大丈夫」と思える学校・学級での雰囲気作りに努めます。また、「弁護士

によるいじめ予防授業」などを活用し、外部専門家によるいじめ予防授業を行うなど、児童に対し、「いじめをしない態度や能力」を身につけるための取り組みを行います。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。それらの活動を通して、児童がお互いの個性を認め合えるよう、働きかけます。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報をホームページ等で積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

「敦賀西小スマートルール」を作成し、インターネットやスマートフォン・タブレット等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくりとその実践について啓発を行います。

○配慮が必要な児童への支援

校長は、発達障害を含む、障害のある児童や海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童、感染症に係わる誹謗中傷を受けた児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

○教員の共通理解と研修

年度初めの職員会議で「学校いじめ基本方針」の共通理解を図ります。文部科学省作成「いじめ対策に係る事例集」等を活用し、校内研修でいじめ事案への対応力の向上に努めます。また、「学校いじめ防止基本方針」について、いじめ事案対処等で課題のあった部分を毎年度末に見直し、より実効性のあるものに改訂すると共に、全教職員で共通理解を図ります。

○学校いじめ対策組織についての点検

学校は、文部科学省作成「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」を活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて、適切に実施できているか等の点検の実施を進めます。

(4) いじめの早期発見 相談しやすい窓口の設置と周知

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、児童の心の状態を把握し、いじめ等の早期発見に努めます。

○学校生活アンケート（教育相談前）と定期的ないじめ調査の実施

年2回の学校生活アンケートと毎月のいじめ調査を行い、いじめの正確な認知の推進に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。また、児童が担任以外の養護教諭やスクールカウンセラーにも気軽に相談できるよう、日頃から授業参観や面談などを通して、関係作りに努めます。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○相談窓口の周知

県が設置する「24時間電話相談窓口」や全国共通の「24時間子供SOSダイヤル」など、相談窓口の連絡先を掲示したり、タブレットで閲覧できるようにしたりするなど、児童が確認しやすい周知の工夫を行います。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有し、組織的な対応をします。また、合わせて、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○学習権の保障（児童の状況に応じた学習体制の整備）

タブレット端末を活用したオンライン授業や学習アプリによる学習機会の提供を行い、児童の状況や要望に応じた学習が進められるようにする。

また、安心・安全を感じられる環境下での学習支援も進める。

○被害・加害児童への対応

いじめを把握した場合、まず被害者保護を最優先し、いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全・安心な居場所を確保します。それとともに、い

じめたとされる児童に対して事情を確認した上で、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度を取りながらも、いじめた児童の成長支援という視点も忘れず、適切な指導を行います。また、教員やスクールカウンセラーによる継続的な面談を実施し、適切な助言や指導を行います。傍観者となった児童に対しても、道徳や学活の授業等で、いじめを発見したら「信用できる大人に相談する」、「友人と『良くないよね』と話し合う」、「陰口が始まつたらそっと話題を変える」などの手段を教え、いじめの状況を面白がったりせず、見て見ぬふりをしない周囲の児童の育成に努めます。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察と連携して対応します。

○法第23条に基づく措置の実施、状況に応じて、法第25条の適用、第26条の要請を検討します。

(6) いじめの解消

○いじめが解消されたとは、いじめに係る行為が止んだときから相当の期間（3か月を目安とする）を経、かつ被害児童に心身の苦痛を感じていないと認められ、本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できたとき、併せて教員がいじめの解消を認めたときを言います。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

（1）校内いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「校内いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

（構成員） 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任

　　養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

（活動） • 未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

　　• 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り

　　• いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議

　　• 児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践

　　• いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり

　　• 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成

　　• 計画的なアンケート調査や個人面談の計画

　　• 学校におけるいじめ問題への取組の点検

（2）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

（構成員） 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

（活動） • 当該いじめ事案の対応方針の決定

　　• 個別面談による情報収集

　　• 繙続的な支援

　　• 保護者や地域との連携

　　• スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図

敦賀市立敦賀西小学校
「みんなにこにこ・みんな生き生き」西の子 アクションプラン

校内いじめ対策委員会 (常設)

校長

教頭

連絡：担任、職員等

生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭
スクールカウンセラー等

いじめの情報

- 学校基本方針に基づく取組の実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の対応
 - ・いじめの情報の迅速な共有
 - ・関係児童への事実関係の聴取
 - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携
- いじめ対応サポート班立ち上げ

<関係教員>
・教科担任
・支援員
等

報告
連絡
相談

認知

窓口
教頭

<外部人材>
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・対応支援チーム
<関係機関>
・敦賀市教育委員会
・P T A
・警察
・児童相談所
・民生児童委員
・地方法務局
・医療機関 等

いじめ対応サポート班 (特設)

生徒指導主事・学年主任・担任・教育相談担当
養護教諭・関係教員・スクールカウンセラー等

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 事実関係確認作業
- 関係児童への対応
- 関係保護者との対応
- 関係機関との連携→必要に応じて警察への協力要請
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告